

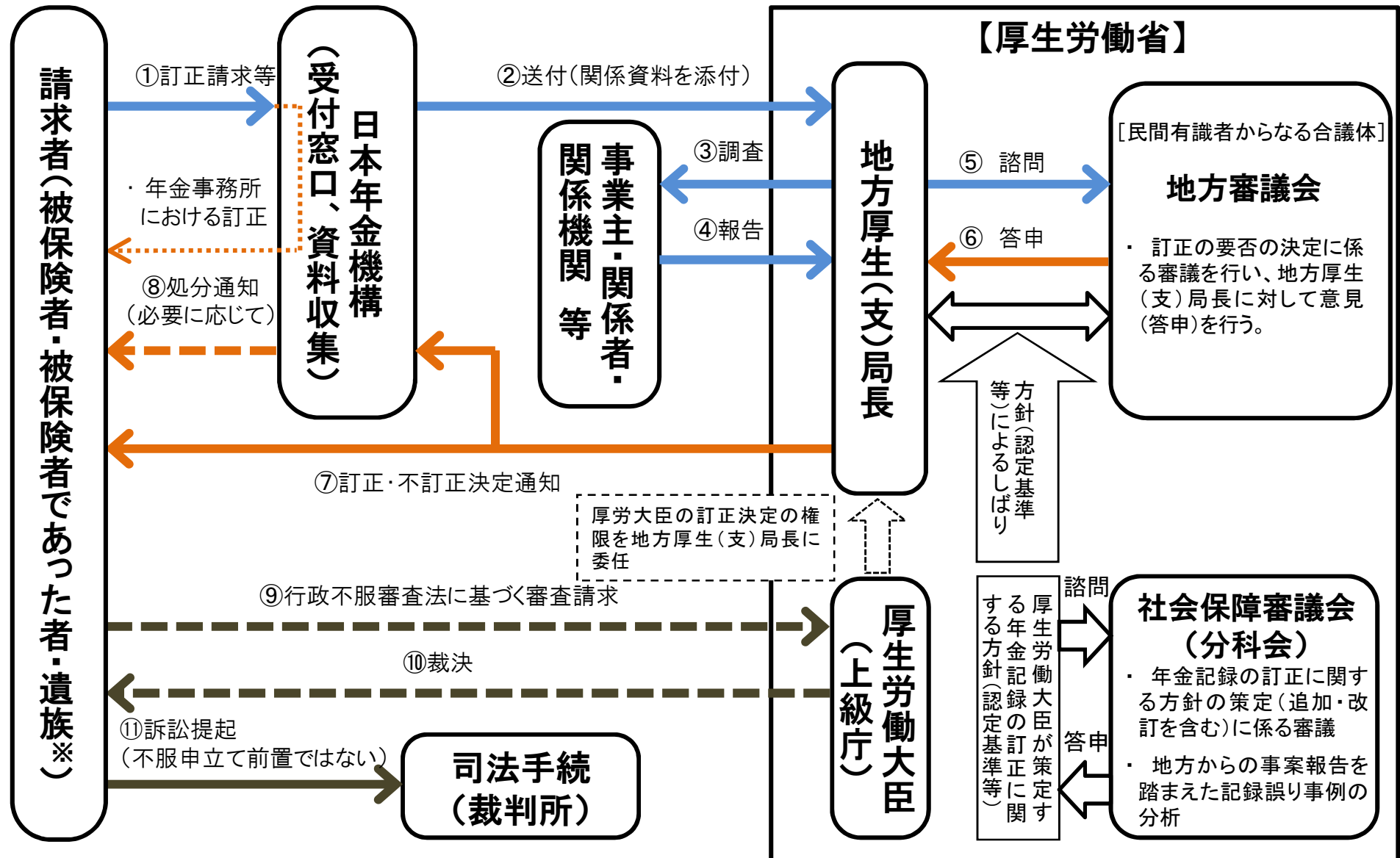
新たな年金記録訂正手続の実施

年金記録の訂正手続実施に向けた主な作業

日 程	作 業
平成27年 1 月 8 日	社会保障審議会年金記録訂正分科会を設置し審議を開始
〃 1 月 9 日 ～ 2 月 7 日	年金記録の訂正に関する方針のパブリックコメント
〃 1 月 9 日 ～ 2 月 7 日	日本年金機構の全ブロック本部（9 か所）で職員向けに事前説明会を実施
〃 2 月 16 日	厚生労働大臣が年金記録の訂正に関する方針を年金記録訂正分科会に諮問、同分科会が答申
〃 2 月 23 日 ～ 3 月 12 日	地方厚生（支）局（8 か所）で職員向けに研修を実施
〃 2 月 27 日	年金記録の訂正に関する方針の公示
〃 3 月 1 日	・年金事務所において年金記録訂正請求の受付開始 ・厚生労働省及び日本年金機構ホームページにおいて、年金記録訂正手続のページを開設 ・年金事務所等で制度や手続の案内のためのパンフレットを配布、厚生労働省や日本年金機構のホームページにも掲載
〃 4 月 1 日	地方厚生（支）局に地方年金記録訂正審議会（仮称）を設置し審議を開始（予定）

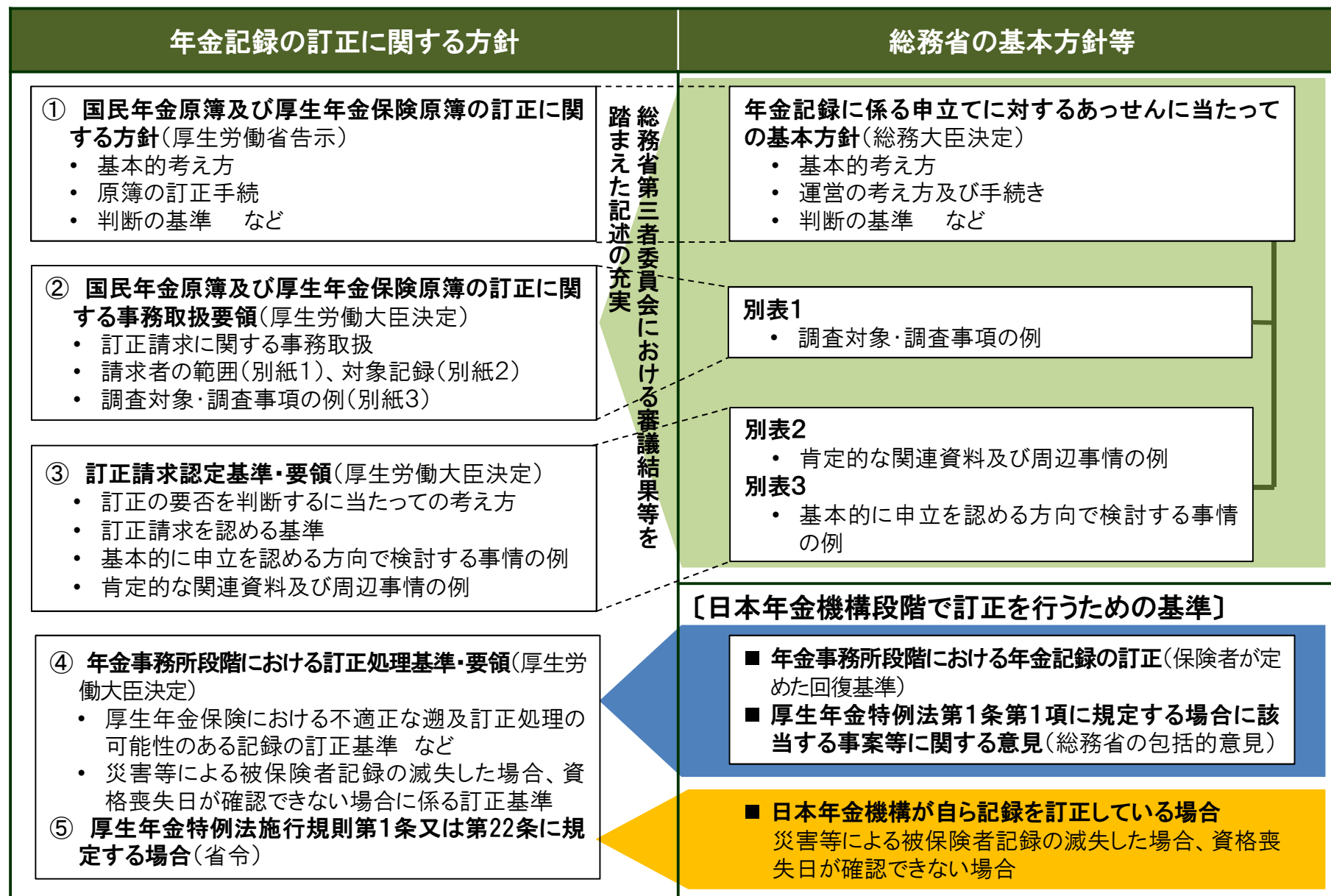
※平成27年度以降は、事業の実施が進み、事例が蓄積した段階で年金記録訂正分科会を開催し、事業の実施状況の報告（処理件数や平均処理期間等）や前例のない新たな事案の分析・検討等を行う予定。

年金記録の訂正請求手続の流れ



※ 被保険者又は被保険者であった者の死亡に伴う未支給の年金(保険給付)又は遺族年金等の支給を受けることができる者

年金記録の訂正に関する方針と総務省の基本方針等の関係



国民年金原簿及び厚生年金保険原簿の訂正に関する方針の概要

国民年金原簿及び厚生年金保険原簿の訂正に関する方針(平成27年2月27日厚生労働省告示)

国民年金法第14条の3第1項又は厚生年金保険法第28条の3第1項に規定する訂正請求に理由があるか否かを、公平かつ公正に判断することを目的として、国民年金原簿及び厚生年金保険原簿の訂正に関する基本的考え方等について定めるもの

【記載内容】

1 基本的考え方	- 総務省年金記録確認第三者委員会による手続と比較して国民に不利益が及ばないようにしなければならない。 - 訂正請求の内容を十分に汲み取り、国民の信頼に応えるよう努め、積極的に関連資料及び周辺事情の収集を行う。 - 収集した関連資料及び周辺事情を検討し、国民の立場に立って、公平かつ公正な訂正決定等を行う。
2 原簿の訂正手続	- 関連資料や周辺事情を幅広く収集することができるよう、別に定める調査事項(事務取扱要領別表3)を踏まえつつ、行政機関、関係法人等に対して、資料の閲覧、提供又は報告を求め、これらの資料・報告の内容及び関係法令その他政府管掌年金事業における取扱いを踏まえ、訂正決定等案を作成し、社会保障審議会(訂正決定等の権限が地方厚生(支)局長に委任されている場合は地方審議会。以下同じ。)に諮問する。 - 事業主による保険料納付義務の履行に関する調査を行った上で、社会保障審議会に諮問する。 - 社会保障審議会の答申を受けたときは、当該答申に基づき速やかに訂正決定等を行い、その旨を請求者に通知する。 - 別に定めるところ(事務取扱要領)により、訂正請求を処理し、全国で統一的な運用がされるよう努める。
3 判断の基準	- 訂正請求に理由があると認める判断の基準は、訂正請求の内容及び、社会通念に照らし明らかに不合理でなく、一応確からしいものであることとする。 - 上記の判断は、関連資料や周辺事情、関係法令その他政府管掌年金事業における取扱いを踏まえ、別に定める基準(国民年金・厚生年金保険・脱退手当金訂正請求認定基準・要領)に基づき、総合的に判断する。
4 日本年金機構における原簿の訂正	別に定める基準(年金事務所段階における訂正処理基準)に該当するとき又は厚生年金保険の保険給付又は保険料の納付の特例等に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第151号)第1条若しくは第22条に規定する場合に該当するときは、請求者の同意を得て、日本年金機構において訂正を行うことができる。
5 見直し	訂正決定等の事例を踏まえ、必要に応じ方針の見直しを行う。

年金記録の訂正に関する方針に係るパブリックコメントで提出された意見と回答
 (平成27年2月16日の年金記録訂正分科会で
 回答案について御議論いただいた上で、同月27日に公示)

番号	パブリックコメントで提出された意見の概要	回答
1	本件方針案は、「積極的に関連資料及び周辺情報の収集を行うこと」としている。このため、関連資料及び周辺情報は、必ずしも請求者の関知しないところで収集される場合があると思われる。 しかし、請求者がその内容を知ることができず、これに対する説明の機会も与えられない資料や情報に基づいて処分がなされるというのでは、あまりに手続保障を欠くものであって、これでは、到底国民の立場に立った公平かつ公正な訂正決定等とはいえないと思われる。 したがって、最終的な処分を行うに先立ち、収集した全ての関連資料及び周辺情報を請求者に開示し、請求者に対してこれに対する説明の機会を与えなければならないこととするべきだと思う。	ご懸念の点については、総務省年金記録確認第三者委員会と同様に、次の方法で対応する予定です。 ● 原則として、訂正請求を受けた際、地方厚生（支）局から請求者に連絡し、請求内容について聴取するとともに、地方厚生（支）局がどのような関連資料等を集めるか説明するほか、その後も必要に応じて、調査の途中経過を伝え、請求者の見解を聴取する。 ● すべての事案について、弁護士などの専門家で構成される会議で審議を行い、厚生労働省はその審議結果に基づいて訂正決定等を行うが、不訂正決定となる場合には、上記会議体が必要がないと判断する場合を除き、希望する請求者は上記会議において、関連資料等について意見陳述を行うことを可能とする。 ● また、訂正請求に対する決定の際には、根拠となった積極的事実と消極的事実を共に丁寧に記載して判断の理由が示されることとなるよう、地方厚生（支）局に周知徹底を図ることとする。

番号	パブリックコメントで 提出された意見の概要	回答
2	国民年金原簿又は厚生年金保険原簿の一部若しくは全部が判読不能である記録あるいはそれらが消失・焼失している記録（「年金記録問題に関する特別委員会報告書（平成26年1月）」に記載された旧台帳において判読不能とされていた記録等）について、「不存在若しくは存在確認不能記録への推認による復元」のための基準が、国民への期待感向上と迅速な審議のためにも必要ではないか。 さらに、現在の第三者委員会において「非あっせん」となっていたケースについても、それを拒絶（却下）する積極的な事由を保険者側において提示できない場合は、何らかの基準により申立者の意を汲み取るべきではないか。	● 災害等により、原簿の一部若しくは全部が判読不能あるいは消失・焼失している記録については、現行の基準と同等の厚生労働大臣が定める「年金事務所段階における訂正処理基準」に該当することが確認できれば、期間や標準報酬を弾力的に回復することとしているところです。 ● 今後更に、総務省年金記録確認第三者委員会におけるあっせん・非あっせん事例を調査・分析し、新たな記録訂正ルールにつながる手がかりがないか、検討を進めることとしています。 ● その結果、新たな記録訂正の基準となり得るような内容が明らかとなった場合は、年金記録訂正分科会において、いわゆるなりすまし防止等の観点も含め、基準の内容等について審議することとなります。

番号	パブリックコメントで 提出された意見の概要	回答
3	認定の基準は「別に定める」のではなく、方針本体に盛り込んで、社会保障審議会の諮問やパブリックコメントが必須となるようにし、透明性を確保すべきである。	● 認定の基準についても、国民年金法第14条の3第1項及び厚生年金保険法第28条の3第1項に規定する訂正に関する方針であり、社会保障審議会年金記録訂正分科会に諮問し、厚生労働大臣が定めるものです。 ● このため、今回もパブリックコメントにより意見を募集しており、今後改定等を行う際にも、パブリックコメントにより意見を募集することとしております。

年金記録の訂正手続における適正な事務処理体制の確保 (年金事務所窓口での丁寧な相談対応について)

年金記録訂正分科会において、訂正手続事務の実施に際しては、年金事務所の窓口で丁寧な対応を行うなど、利用しやすさに配慮した対応が必要であるとの意見が提出されたことなどを踏まえ、年金事務所の窓口で、次のとおり、お客様への丁寧なご案内を徹底することとしている。この点については、日本年金機構が全ブロック本部（9か所）で行った事前説明会（1月27日～2月12日）において指示している。

1 訂正請求書の記載支援体制

年金事務所の窓口で訂正請求手続を希望されるお客様に対し、請求書の記載方法が分からないというお申し出があった場合、これまで同様、請求に当たって必要となる書類の目的や記載方法等を丁寧に説明し、請求に支障がないよう対応すること。

2 認知症の方などへの対応及び成年後見人への訂正請求制度の案内

- 例えば認知症の方などの場合、「お客様に合わせてゆっくり、やさしい口調で対応する」、「お客様の意向について、お客様の言葉をゆっくり聞き、お客様の言葉を使って推測、確認する」など丁寧に対応すること。

（参考）認知症の方に対しては、これまでも、窓口職員の手引きとして「認知症の理解と対応」を作成・活用して、丁寧な対応に努めている。

- 被後見人の年金記録の確認を行う成年後見人に対して、必ず訂正請求制度の案内を行うこと。